

平成28年町議会12月定例会議提出議案

- 第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第73号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について
- 第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第76号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第78号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について
- 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について
- 第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算（第3号）について
- 第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）について

第 7 1 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏 名 森 山 慎 基
- (2) 住 所 島本町百山
- (3) 生 年 月 日 昭和 2 1 年 5 月 1 7 日
- (4) 根 拠 法 令 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第
3 項
- (5) 新任・再任の別 再任
- (6) 任 期 平成 2 8 年 1 2 月 2 3 日から平成 3 1 年 1 2 月 2 2 日

第 7 2 号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 提案理由

前委員の死亡に伴い、新たに選任するもの。

2 議案の概要

島本町大字部落財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て選任するもの。

岩田歌子の 1 名を選任。

3 任期

前任者の残任期間（平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで）

第 7 3 号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について

議案提出課 都市創造部 にぎわい創造課

1 提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 公選制から任命制への変更に伴い、題名を変更する（題名関係）。
- (2) 農業委員会委員の定数について規定する（本則関係）。
- (3) 施行期日について規定する（附則関係）。

3 施行期日

公布の日

第 7 4 号 議 案 特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の
一 部 改 正 に つ い て

議 案 提 出 課 総 合 政 策 部 人 事 課

1 提 案 理 由

特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の の 待 遇 改 善 と し て 、 所 要 の 改 正 を 行 う も の 。

2 議 案 の 概 要

区 分	改 正 後	現 行
幼 稚 園 長	186,000 円	176,000 円
学 童 保 育 室 指 導 員	基 本 報 酬 160,000 円 に 、 職 務 内 容 に 応 じ 、 10,000 円 、 16,000 円 、 22,000 円 、 28,000 円 、 34,000 円 又 は 40,000 円 を 加 え た 額	基 本 報 酬 150,000 円 に 、 職 務 内 容 に 応 じ 、 10,000 円 、 16,000 円 、 22,000 円 、 28,000 円 、 34,000 円 又 は 40,000 円 を 加 え た 額

3 施 行 期 日

平 成 2 9 年 4 月 1 日

第 75 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

臨時的任用職員の待遇改善として、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

区 分	改正後	現 行
保育士	1, 260 円	1, 180 円
幼稚園教諭	1, 260 円	1, 180 円
学童保育指導員	1, 210 円	1, 130 円
支援講師	1, 210 円	1, 130 円
延長保育士	1, 305 円	1, 225 円

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

第 76 号議案 島本町税条例等の一部改正について

議案提出課 総務部 税務課

1 提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 国税における延滞税の計算期間等の見直しにより、所要の規定の整備をするもの（第 31 条・第 40 条・第 41 条関係）。
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例が新設されたため、所要の規定の整備をするもの（附則第 12 条関係）。
- (3) 軽自動車税グリーン化特例を延長するもの（附則第 22 条関係）。
- (4) その他、地方税法の改正等に伴い、所要の規定の整備をするもの。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日（ただし、2(3)については平成 29 年 4 月 1 日、2(2)については平成 30 年 1 月 1 日）

第 7 7 号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 子育て支援課

1 提案理由

学童保育室の入室資格を拡大し、及び保育料を改定するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 入室対象学年を小学校 3 年生までから小学校 4 年生までに引き上げる（第 3 条関係）。
- (2) 保育料の階層区分を一部改めるとともに、保育料の額を一部引き上げる（別表第 1 関係）。

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

第 78 号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

1 提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

地域密着型通所介護について、記録の保存年限を定める。

3 施行期日

公布の日

第 79 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の
指定について

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 提案理由

指定管理者の候補者として選定した団体を指定管理者に指定したいため。

2 議案の概要

指定する団体	住所	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
	名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
	代表取締役	関 口 昌太朗
指 定 期 間		平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

第 80 号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について

議案提出課 健康福祉部 福祉推進課

1 提案理由

指定管理者の候補者として選定した団体を指定管理者に指定したいため。

2 議案の概要

指定する団体 住所 大阪市天王寺区四天王寺一丁目 11 番 18 号

名称 社会福祉法人四天王寺福祉事業団

理事長 瀧 藤 尊 淳

指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

第 8 1 号 議 案 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提 案 理 由

平成 2 8 年 人 事 院 勧 告 の 改 正 内 容 に 準 じ て 、 改 正 す る も の 。

2 議 案 の 概 要

【第 1 条 改 正 内 容】

(1) 給 料

ア 一 般 職 員

若 年 層 に 重 点 を 置 い て 、 給 料 表 の 引 き 上 げ 改 定 を 行 う 。

イ 特 定 任 期 付 職 員

人 事 院 勧 告 に 準 じ 、 給 料 表 の 引 き 上 げ 改 定 を 行 う 。

ウ 任 期 付 職 員

一 般 職 員 に 準 じ 、 給 料 表 の 引 き 上 げ 改 定 を 行 う 。

(2) 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当

ア 一 般 職 員

区 分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 後	1. 225 月	0. 800 月	2. 025 月	1. 375 月	0. 900 月	2. 275 月	2. 600 月	1. 700 月	4. 300 月
改 正 前 (現 行)	1. 225 月	0. 800 月	2. 025 月	1. 375 月	0. 800 月	2. 175 月	2. 600 月	1. 600 月	4. 200 月
増 加 分	—	—	—	—	0. 100 月	0. 100 月	—	0. 100 月	0. 100 月

イ 再任用職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改正後	0.650月	0.375月	1.025月	0.800月	0.425月	1.225月	1.450月	0.800月	2.250月
改正前 (現行)	0.650月	0.375月	1.025月	0.800月	0.375月	1.175月	1.450月	0.750月	2.200月
増加分	—	—	—	—	0.050月	0.050月	—	0.050月	0.050月

ウ 特定任期付職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改正後	2.075月	—	2.075月	2.175月	—	2.175月	4.250月	—	4.250月
改正前 (現行)	2.075月	—	2.075月	2.075月	—	2.075月	4.150月	—	4.150月
増加分	—	—	—	0.100月	—	0.100月	0.100月	—	0.100月

【第2条改正内容】

(1) 扶養手当

区分	平成28年度 (現行)	平成29年度 (改正後)	平成30年度以降 (改正後)
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
子	6,500円	8,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円

※ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、
平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、
平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 一般職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計
改正後	1.225月	0.850月	2.075月	1.375月	0.850月	2.225月	2.600月	1.700月	4.300月
改正前 (現行)	1.225月	0.800月	2.025月	1.375月	0.800月	2.175月	2.600月	1.600月	4.200月
増加分	—	0.050月	0.050月	—	0.050月	0.050月	—	0.100月	0.100月

イ 再任用職員

区分	6月期			12月期			計		
	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計
改正後	0.650月	0.400月	1.050月	0.800月	0.400月	1.200月	1.450月	0.800月	2.250月
改正前 (現行)	0.650月	0.375月	1.025月	0.800月	0.375月	1.175月	1.450月	0.750月	2.200月
増加分	—	0.025月	0.025月	—	0.025月	0.025月	—	0.050月	0.050月

ウ 特定任期付職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改正後	2.125月	—	2.125月	2.125月	—	2.125月	4.250月	—	4.250月
改正前 (現行)	2.075月	—	2.075月	2.075月	—	2.075月	4.150月	—	4.150月
増加分	0.050月	—	0.050月	0.050月	—	0.050月	0.100月	—	0.100月

【第3条改正内容】

第1条の改正に伴い、勤勉手当に「100分の1.5を乗じて得た額に相当する額」が減額される職員（55歳を超える職員で、給料表6級以上の職員）に対する「勤勉手当からの減額月数」に関する規定について、所要の改正を行う。

○ 勤勉手当からの減額月数

区分	6 月 期	1 2 月 期	計
改正後	0.01200月	0.01350月	0.02550月
改正前(現行)	0.01200月	0.01200月	0.02400月
減額月数 の増加分	—	0.00150月	0.00150月

○ 勤勉手当からの減額月数を踏まえた支給月数

区分		6 月 期	1 2 月 期	計
減額 対象 職員	改正後	0.78800月	0.88650月	1.67450月
	改正前 (現行)	0.78800月	0.78800月	1.57600月
	増加分	—	0.09850月	0.09850月
【参考(改正後)】 減額対象外職員		0.80月	0.90月	1.7月

【第4条改正内容】

第2条の改正に伴い、勤勉手当に「100分の1.5を乗じて得た額に相当する額」が減額される職員（55歳を超える職員で、給料表6級以上の職員）に対する「勤勉手当からの減額月数」に関する規定について、所要の改正を行う。

○ 勤勉手当からの減額月数

区分	6月期	12月期	計
改正後	0.01275月	0.01275月	0.02550月
改正前（現行）	0.01200月	0.01200月	0.02400月
減額月数の増加分	0.00075月	0.00075月	0.00150月

○ 勤勉手当からの減額月数を踏まえた支給月数

区分		6月期	12月期	計
減額対象職員	改正後	0.83725月	0.83725月	1.67450月
	改正前（現行）	0.78800月	0.78800月	1.57600月
	増加分	0.04925月	0.04925月	0.09850月
【参考（改正後）】 減額対象外職員		0.85月	0.85月	1.7月

3 施行期日

(1) 第1条関係、第3条関係

公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(2) 第2条関係、第4条関係

平成29年4月1日

第 8 2 号 議 案 島 本 町 職 員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

議 案 提 出 課 総 合 政 策 部 人 事 課

1 提 案 理 由

雇用保険法の一部改正に伴い、並びに調整額を改定し、並びに新たな支給制限及び返納等の制度を設けるため、所要の改正を行うもの。

2 議 案 の 概 要

(1) 調整額について所要の改正を行う。

区 分	改 正 後	現 行
第 1 号	5 4 , 1 5 0 円	4 1 , 7 0 0 円
第 2 号	4 3 , 3 5 0 円	3 3 , 3 5 0 円
第 3 号	3 2 , 5 0 0 円	2 5 , 0 0 0 円
第 4 号	2 7 , 1 0 0 円	2 0 , 8 5 0 円
第 5 号	2 1 , 7 0 0 円	1 6 , 7 0 0 円
第 6 号	0 円	0 円

(2) 雇用保険法の一部を改正する法律が平成 2 9 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、島本町職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行う。

(3) 退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるため、所要の改正を行う。

3 施行期日

(1) 調整額の改定による改正

公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 雇用保険法の一部改正に伴う改正並びに新たな支給制限及び返納等の制度 を設けるための改正

平成 29 年 1 月 1 日

第 8 3 号議案 平成 2 8 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）について

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	10,760,064 千円
	補正後	11,005,902 千円
歳入歳出予算	補正額	245,838 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
地方特例交付金	地方特例交付金	28,000	△ 2,127	減収補填特例交付金
地方交付税	地方交付税	1,400,000	△ 56,570	普通交付税
国庫支出金	民生費国庫負担金	1,044,085	△ 2,618	国民健康保険基盤安定交付金
	教育費国庫補助金	24,819	32,584	学校施設環境改善交付金
府支出金	民生費府負担金	417,627	△ 1,042	国民健康保険基盤安定 交付金 △ 1,125 後期高齢者医療基盤安 定交付金 83
	土木費府委託金	3,410	△ 667	水無瀬川除草委託金
繰入金	財政調整基金繰入金	284,270	54,807	財政調整基金繰入金
諸収入	雑入	81,287	25	過年度弁護士費用返還金
	過年度収入	10,796	27,367	過年度後期高齢者医療定率負担金 精算金
町債	衛生債	0	27,900	清掃工場施設整備事業債
	教育債	104,300	194,300	教育施設耐震化事業債 197,700 第二小学校整備事業債 △ 3,400
	臨時財政対策債	480,000	△ 28,121	臨時財政対策債
歳入合計		10,760,064	245,838	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
議会費	議会費	131,244	125	人件費
総務費	一般管理費	559,976	13,402	人件費
	財産管理費	76,840	1,341	公有財産測量・鑑定等
	税務総務費	143,857	499	人件費
	戸籍住民基本台帳費	67,504	156	人件費
民生費	社会福祉総務費	192,580	649	人件費 635 旅費 12 会議賄 2
	国民健康保険費	301,194	1,678	国民健康保険事業特別会計繰出し 6,668 国民健康保険基盤安定繰出し △ 4,990
	後期高齢者医療費	352,154	218	後期高齢者医療特別会計繰出し 108 後期高齢者医療基盤安定繰出し 110
	介護保険費	496,046	252	介護保険事業特別会計繰出し
	児童福祉総務費	220,268	17	人件費
	生活保護総務費	58,238	173	人件費
	国民年金総務費	6,424	87	人件費
衛生費	保健衛生総務費	123,050	△ 1,312	人件費
	保健ヘルス事業費	110,595	1,386	賃金
	生活環境総務費	34,732	154	人件費
	清掃総務費	17,529	99	人件費
農林水産業費	農業総務費	20,816	109	人件費
土木費	土木総務費	60,591	280	人件費
	河川維持費	25,561	△ 667	水無瀬川除草
	都市計画総務費	66,767	△ 5,825	人件費
消防費	常備消防費	335,975	2,601	人件費 2,272 公用車等修理 329

教育費	事務局費	177,192	4,001	人件費 △ 260 賃金 481 訴訟に伴う弁護士費用 3,780
	学校管理費 (小学校)	324,551	254,303	人件費 23 賃金 803 給食用消耗品 264 小学校耐震補強等工事 監理業務 10,463 第四小学校校舎等設計 業務 5,189 第四小学校校舎改修等 設計業務 20,304 小学校耐震補強等工事 220,000 第二小学校西館便所改 修工事 △ 4,551 学校管理備品 687 給食用機器 1,121
	学校管理費 (中学校)	155,453	117	エレベーター保守点検
	幼稚園費	134,681	△ 388	人件費
	社会教育総務費	108,652	520	人件費
	元金	954,925	1,997	ゆうちょ銀行
	利子	134,238	△ 30,134	財務省 △ 8,853 ゆうちょ銀行 △ 4,487 地方公共団体金融機構 △ 16,984 大阪府市町村振興協会 190
	歳出合計	10,760,064	245,838	

【人件費の補正】

10,766千円（報酬 90千円、給料 △ 8,340千円、職員手当等 20,556千円、共済費
△ 1,540千円）

【繰越明許費】

○第三小学校耐震補強等事業
230,463千円

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

○役場庁舎電気設備管理等業務委託

期 間：平成２８年度から平成３１年度まで

限度額：49,883千円

○ふれあいセンター等指定管理事業

期 間：平成２８年度から平成３３年度まで

限度額：588,900千円

○やまぶき園指定管理事業

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：44,080千円

○住民集団検診業務委託

期 間：平成２８年度から平成３１年度まで

限度額：29,619千円

○自動車運行管理業務委託（一般廃棄物等）

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：14,904千円

○清掃工場粗大ごみ処理施設運転及び分別作業業務委託

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：97,200千円

○清掃工場排ガス自動測定装置保守点検業務委託

期 間：平成２８年度から平成２９年度まで

限度額：11,340千円

○ごみ搬入指導業務委託

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：6,714千円

○にぎわい創造事業補助

期 間：平成２８年度から平成２９年度まで

限度額：200千円

○不法投棄防止パトロール業務委託

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：５,９１０千円

○美化推進業務委託（現場作業）

期 間：平成２８年度から平成２９年度まで

限度額：２,０００千円

○防犯灯修繕業務

期 間：平成２８年度から平成２９年度まで

限度額：４,１０４千円

○町立小中学校校務業務委託

期 間：平成２８年度から平成３１年度まで

限度額：７１,７５７千円

○第一小学校給食調理業務委託

期 間：平成２８年度から平成３０年度まで

限度額：３２,９１９千円

○第二小学校給食調理業務委託

期 間：平成２８年度から平成３１年度まで

限度額：５８,３０２千円

○町立幼稚園バス運行管理業務委託

期 間：平成２８年度から平成３１年度まで

限度額：１５,０００千円

第 8 4 号議案 平成 2 8 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	4, 314, 094 千円
	補正後	4, 316, 162 千円
歳入歳出予算	補正額	2, 068 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	療養給付費等負担金	536, 299	△ 622	支援金等の減
	特定健康診査等負担金	3, 975	315	前年度特定健康診査等負担金
	調整交付金	174, 273	△ 176	支援金等の減
前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	1, 247, 939	815	前期高齢者交付金
府支出金	特定健康診査等負担金	3, 975	234	前年度特定健康診査等負担金
	調整交付金	209, 594	△ 176	支援金等の減
繰入金	一般会計繰入金	301, 194	1, 678	保険基盤安定、財政安定化支援事業、人件費
歳入合計		4, 314, 094	2, 068	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	53, 696	246	人件費
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	385, 416	△ 1, 326	後期高齢者支援金
前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	282	3	前期高齢者納付金
介護納付金	介護納付金	125, 027	△ 612	概算介護給付費納付金

基金積立金	基金積立金	102,455	3,757	財源調整
歳出合計		4,314,094	2,068	

【人件費の補正】

246千円（給料 61千円、諸手当 156千円、共済費 29千円）

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

○特定健診等業務委託（集団）

期 間：平成28年度から平成31年度まで

限度額：21,221千円

○レセプト点検業務委託

期 間：平成28年度から平成31年度まで

限度額：3,220千円

第 85 号議案 平成 28 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	423,407 千円
	補正後	423,625 千円
歳入歳出予算	補正額	218 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	事務費繰入金	25,025	108	人件費
	保険基盤安定繰入金	55,710	110	保険基盤安定繰入金
歳入合計		423,407	218	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	23,240	108	人件費
後期高齢者医療広域 連合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	397,677	110	保険基盤安定負担金
歳出合計		423,407	218	

【人件費の補正】

108千円（給料 31千円、諸手当 66千円、共済費 11千円）

第８６号議案 平成２８年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	2,236,140 千円
	補正後	2,236,471 千円
歳入歳出予算	補正額	331 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	地域支援事業交付金	17,581	38	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）
府支出金	地域支援事業交付金	8,792	19	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）
繰入金	地域支援事業繰入金	8,792	19	地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）
	職員給与費等繰入金	34,515	233	人件費
	介護保険給付準備基金繰入金	41,968	22	介護保険給付準備基金繰入金
歳入合計		2,236,140	331	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	51,007	233	人件費
地域支援事業費	包括的支援事業費	36,795	98	人件費
歳出合計		2,236,140	331	

【人件費の補正】

331千円（給料 52千円、諸手当 235千円、共済費 44千円）

【債務負担行為の補正】

〔追 加〕

○保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

期 間：平成２８年度から平成２９年度まで

限度額：５,２３８千円

第８７号議案 平成２８年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	1,406,178 千円
	補正後	1,406,958 千円
歳入歳出予算	補正額	780 千円

〔歳 入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	財政調整基金繰入	76,623	780	財政調整基金繰入金
歳入合計		1,406,178	780	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明	
下水道費	一般管理費	304, 952	101	給料	
				職員給	17
				職員手当等	
				諸手当	71
	共済費				
	職員共済組合	13			
	下水道建設費	387, 576	679	給料	
				職員給	18
				職員手当等	
				諸手当	638
				共済費	
歳出合計		1, 406, 178	780	職員共済組合	23

【人件費の補正】

780千円（給料 35千円、職員手当等 709千円、共済費 36千円）

第８８号議案 平成２８年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）について

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	625,000 千円	563,371 千円
補正後	625,000 千円	565,307 千円
補正額	0 千円	1,936 千円

〔支 出〕 （款） 水道事業費用

（単位：千円）

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業費用	原水及び浄水費	179,946	315	給料 20 手当 82 賞与引当金繰入額 199 法定福利費 14
	配水及び給水費	47,142	△ 1	給料 5 手当 17 賞与引当金繰入額 △ 26 法定福利費 3
	受託工事費	13,355	125	手当 19 賞与引当金繰入額 106
	総係費	108,912	1,497	給料 23 手当 222 賞与引当金繰入額 1,210 法定福利費 42
支出合計		563,371	1,936	

【資本的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	44,312 千円	476,277 千円
補正後	44,312 千円	476,591 千円
補正額	0 千円	314 千円

〔支 出〕 (款) 資本的支出

(単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
建設改良費	事務費	10,507	314	給料8
				手当298
				法定福利費8
支出合計		476,277	314	

【人件費の補正】

2,250千円（給料 56千円、手当 638千円、法定福利費 67千円、賞与引当金繰入額
1,489千円）

平成28年町議会12月定例会議提出議案（追加）

第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 89 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 介護を行う職員の超過勤務の免除を新設する（第 9 条第 4 項関係）。
- (2) 育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る子の範囲として、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を規定する（第 9 条第 1 項関係）。
- (3) 介護休暇制度を拡充する（第 16 条関係）。

改正後	現 行
職員が要介護者を介護するため、3 回を上限として、合計 6 か月の範囲内で介護休暇を分割取得することが可能	職員が要介護者を介護するため、1 回に限り、連続 6 か月の期間内で介護休暇を取得することが可能

- (4) 職員が要介護者を介護するため、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で介護時間を取得できる制度を新設する（第 16 条の 2 関係）。
- (5) その他、規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

第 9 0 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 育児休業等の対象となる職員の子の範囲として、将来的に養子縁組里親になることが見込まれる里親に委託されている子（養子縁組里親を希望しているものの、実親等が反対したことにより、養育里親に委託されている子）を規定する（第 2 条の 2 関係）。
- (2) 再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判の終了（特別養子縁組が成立しなかった場合）等を追加する（第 3 条・第 9 条関係）。
- (3) 育児時間と介護時間又は部分休業を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて 2 時間までとする（第 1 8 条関係）。
- (4) その他、規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日